「重要インフラ事業者等による対策例」と各対策に関連する「国の施策例」

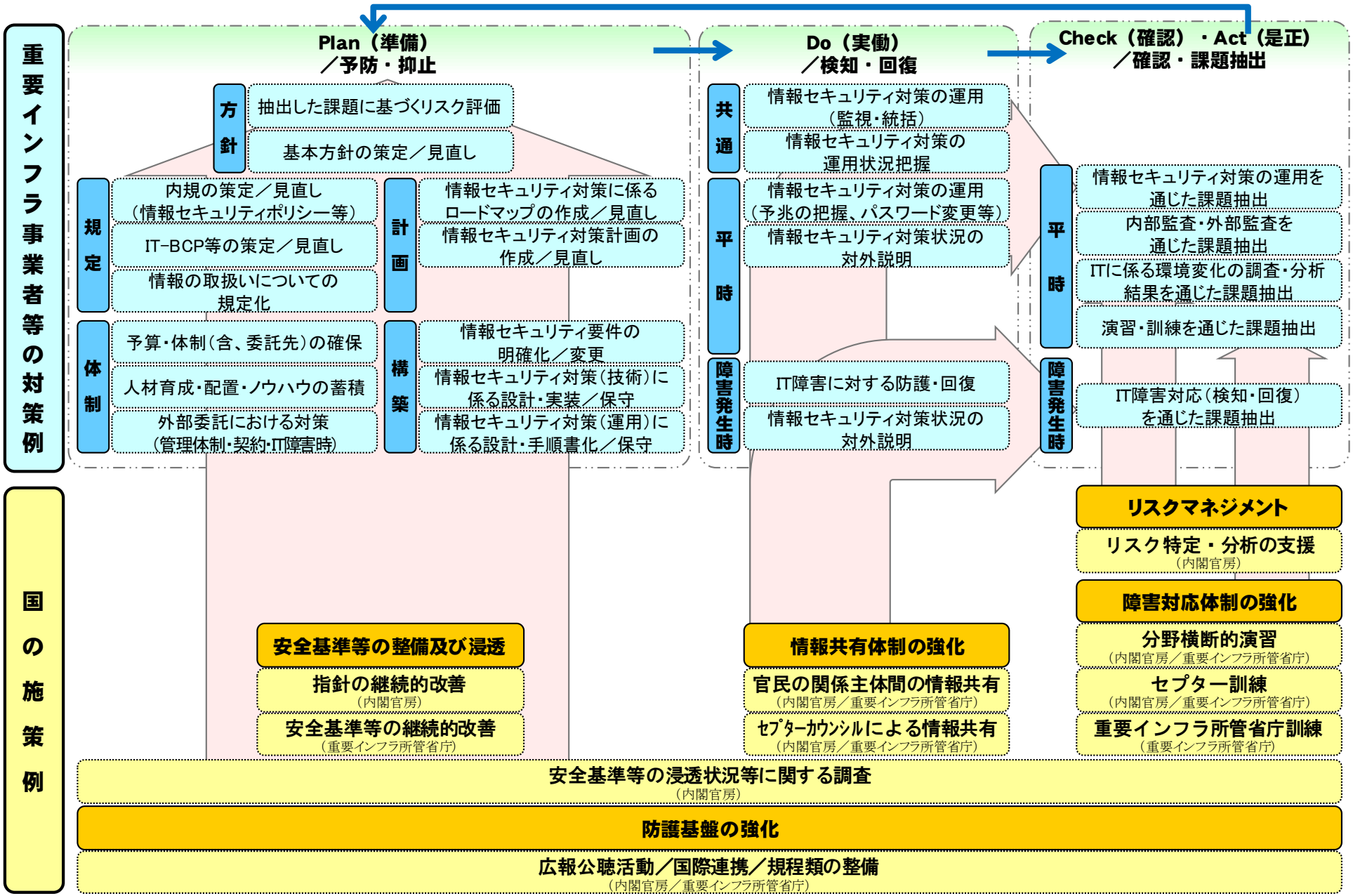

第3次行動計画の見直しのポイント

１．行動計画の目的

重要インフラサービスは、安全かつ持続的に提供（機能保証）することが求められることから、自然災害やサイバー攻撃等に起因するＩＴ障害とそれによるサービス障害の発生を可能な限り減らすとともに、発生時の迅速な復旧が可能となるよう、関係主体において経営層の積極的な関与の下、情報セキュリティに関する取組を推進する。また、取組を通じ、オリパラ大会に関係する重要なサービスの安全かつ持続的な提供も図っていく。

２．重要インフラを取り巻く現状と課題

◆行動計画に基づく施策群により、自主的な取組が浸透しつつあるが、ＰＤＣＡのうちＣＡに課題。一部で先導的な取組も進展。

◆サービスの安全かつ持続的な提供のため、情報系(ＩＴ)だけではなく、制御系(ＯＴ)を含めた情報共有の質・量の改善等が必要。

◆国内外の多様な主体との連携、情報収集・分析に基づく国民への適切な発信の継続・改善が必要。

３．行動計画の見直しの３つの重点

次の3つを重点として行動計画に基づく5つの施策群の取組の深化を図る。

①　先導的取組の推進(クラス分け)

重要インフラ分野が依存し、短時間のＩＴ障害でも影響が大きくなるおそれがある分野(例：電力、通信、金融)において、一部事業者による先導的な取組を進めるとともに、他の事業者、さらには他の分野にも波及させることにより、重要インフラ全体の機能保証の確保を図る。

②　オリパラ大会を見据えた情報共有体制の強化

連絡形態の多様化、事案の深刻度のレベル分け、情報共有システムの整備、情報提供の拡大等により、情報共有を促進するとともに、重要インフラ内外の共有範囲の拡充、制御系を意識した情報共有等を図る。また、演習等の継続・改善等により、障害対応体制の強化を図る。

③　リスクマネジメントを踏まえた対処態勢整備の推進

重要インフラサービスの安全・継続的な提供のため、重要インフラ事業者等へのリスクマネジメントの更なる浸透や、CSIRTやコンティンジェンシープランの整備等を含む対処態勢の整備の推進図る。

行動計画に基づく５つの施策群

安全基準等の整備・浸透

情報共有体制の強化

障害対応体制の強化

リスクマネジメント

防護基盤の強化

４．行動計画の見直しに向けた今後のスケジュール

➢　平成28年中に行動計画の見直し（案）を策定・公表、平成29年3月までに結論を得る。